

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 1月17日

【会社名】 株式会社東京機械製作所

【英訳名】 TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 都並 清史

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目11番36号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 米本 裕至

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目11番36号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 米本 裕至

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2022年1月14日

(2) 当該事象の内容

営業外収益の計上について

新型コロナウイルス感染症の影響に係る雇用調整助成金等を助成金収入として、営業外収益に95百万円計上いたします。

特別損失の計上について

2021年11月18日開示の「（開示事項の経過）新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告及び特別抗告の棄却決定に関するお知らせ」等でお知らせしておりますとおり、当社はアジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社と係争関係にありました。当該係争及び関連する株主対応等の費用として、訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円を特別損失に計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期第3四半期決算において、助成金収入95百万円を営業外収益として、訴訟関連費用113百万円及びアドバイザー費用264百万円を特別損失として計上いたします。